

栄町保育所民営化の考え方（案）

登別市

平成30年12月 日

保健福祉部子育てグループ

《 目 次 》

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 民営化の趣旨 | 2 |
| 2. 保育の現況等 | 3 |
| (1) 各保育所の入所児童数（年度・年齢別） | |
| (2) 待機児童数の状況（年度・年齢別） | |
| (3) 特別保育の状況 | |
| (4) 施設の状況 | |
| (5) 人口推移等 | |
| 3. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方 | 7 |
| (1) 民営化によって目指すもの | |
| (2) 市の役割 | |
| (3) 民営化により留意される点への対応 | |
| (4) 公立保育所の職員 | |
| 4. 民営化の実施について | 8 |
| (1) 事業者の選考 | |
| (2) 民営化の方法及び実施時期 | |
| (3) 引継ぎのための保育 | |
| 5. 民営化までの行程（栄町保育所） | 9 |

1. 民営化の趣旨

市は、将来にわたって良好な保育環境を安定的に維持し継続するため、公立保育所の民営化について平成23年10月に登別市次世代育成支援推進協議会に諮問するとともに、保護者の意向を把握するため、平成24年2月にアンケート調査を実施しました。このアンケートでは「民営化は不安がある」「民営化の内容がわからない」というご意見がある一方で「民間に委ねるべき」「民営化によって保育の質が良くなる」というご意見もあり、同協議会からはその結果を踏まえ平成24年8月、市は情報提供に努め、保護者の理解を得たうえで「これまでよりも質の高い保育サービスを提供することを基本として、新たな保育環境を構築するため民営化を進めるべき」との答申をいただきました。

市としては、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼時期の保育・教育は子どもの将来を左右する極めて重要なものと認識しており、これまで公立保育所で培われてきた「保育」に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担う子どもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援を充実させるため、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築することとして、平成25年6月「公立保育所民営化の考え方」をまとめました。

市は、この「公立保育所民営化の考え方」に基づき、保護者・地域住民との意見交換会や関係団体の説明会などを実施するとともに、子ども・子育て支援新制度を踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」に、その具体的方向性を示して進めることとしました。

同支援事業計画では、ニーズ調査を踏まえ、既存の教育・保育施設を教育・保育両方に対応できる認定こども園の設置を目指し、教育・保育の需要に対応することとしています。

また、「公立保育所民営化の考え方」では、初めに海岸沿いに隣接している栄町保育所を民営化し、他の3施設については子どもたちへの影響、運営、保育環境などの検証を踏まえ段階的に進めることとしています。

この「公立保育所民営化の考え方」を基本に、栄町保育所民営化を進めるに当たっての考え方（案）を作成しました。

今後は、「栄町保育所民営の考え方（案）」に関して、保護者及び関係者並びに地域住民の方から広くご意見を求め、最終的な方針をまとめることとします。

2. 保育の現況

(1) 各保育所の年齢別入所児童数（各年度3月1日（30年度は11月1日）現在・人）

各保育所の入所者総数に大きな変化は見られませんが、3歳未満児が増加傾向に、3歳以上児が減少傾向にあります。

| 富士保育所 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 5 | 9 | 9 | 7 | 8 | 3 |
| 1歳児 | 14 | 11 | 15 | 14 | 20 | 20 |
| 2歳児 | 13 | 17 | 16 | 19 | 19 | 23 |
| 3歳児 | 21 | 24 | 22 | 16 | 21 | 18 |
| 4歳児 | 24 | 23 | 24 | 25 | 19 | 22 |
| 5歳児 | 19 | 26 | 25 | 23 | 24 | 21 |
| 計 | 96 | 110 | 111 | 104 | 111 | 107 |

| 幌別東保育所 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 6 | 8 | 5 | 8 | 8 | 6 |
| 1歳児 | 14 | 11 | 16 | 14 | 19 | 20 |
| 2歳児 | 11 | 16 | 14 | 17 | 23 | 19 |
| 3歳児 | 18 | 11 | 19 | 24 | 15 | 20 |
| 4歳児 | 16 | 18 | 13 | 19 | 23 | 18 |
| 5歳児 | 21 | 15 | 16 | 14 | 20 | 21 |
| 計 | 86 | 79 | 83 | 96 | 108 | 104 |

| 鷺別保育所 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 5 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| 1歳児 | 15 | 13 | 14 | 15 | 20 | 21 |
| 2歳児 | 17 | 15 | 17 | 16 | 19 | 24 |
| 3歳児 | 20 | 18 | 14 | 20 | 19 | 12 |
| 4歳児 | 28 | 20 | 22 | 18 | 17 | 20 |
| 5歳児 | 22 | 31 | 24 | 23 | 20 | 17 |
| 計 | 107 | 105 | 98 | 100 | 103 | 102 |

| 栄町保育所 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 5 | 7 | 5 | 8 | 8 | 6 |
| 1歳児 | 15 | 10 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| 2歳児 | 13 | 13 | 14 | 17 | 18 | 21 |
| 3歳児 | 17 | 15 | 20 | 24 | 15 | 12 |
| 4歳児 | 25 | 18 | 17 | 19 | 14 | 14 |
| 5歳児 | 25 | 29 | 21 | 14 | 20 | 16 |
| 計 | 100 | 92 | 91 | 96 | 89 | 84 |

| 登別保育所 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 4 | 5 | 3 | 3 | 7 | 3 |
| 1歳児 | 5 | 8 | 9 | 10 | 9 | 13 |
| 2歳児 | 5 | 9 | 14 | 10 | 7 | 12 |
| 3歳児 | 14 | 5 | 7 | 11 | 10 | 2 |
| 4歳児 | 13 | 14 | 5 | 8 | 12 | 12 |
| 5歳児 | 14 | 14 | 15 | 6 | 8 | 12 |
| 計 | 55 | 55 | 53 | 48 | 53 | 54 |

| 年齢別計 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳児 | 25 | 37 | 29 | 34 | 39 | 26 |
| 1歳児 | 63 | 53 | 68 | 67 | 82 | 89 |
| 2歳児 | 59 | 70 | 75 | 79 | 86 | 99 |
| 3歳児 | 90 | 73 | 82 | 95 | 80 | 64 |
| 4歳児 | 106 | 93 | 81 | 89 | 85 | 86 |
| 5歳児 | 101 | 115 | 101 | 80 | 92 | 87 |
| 計 | 444 | 441 | 436 | 444 | 464 | 451 |

(2) 待機児童数の状況(年齢別待機児童数・各月1日現在・人)

3歳未満児の待機児童数が多く、特に0歳児の待機児童数が多い状況にある。

※特定の保育施設を希望する等、潜在待機の児童数を含む

平成27年度

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 0歳児 | 1 | 3 | 3 | 7 | 9 | 11 | 12 | 13 | 14 | 16 | 16 | 16 |
| 1歳児 | 0 | 2 | 4 | 8 | 10 | 9 | 9 | 8 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 2歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3歳以上児 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| 計 | 1 | 5 | 7 | 16 | 21 | 21 | 24 | 24 | 26 | 29 | 28 | 27 |

平成28年度

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 0 | 2 | 6 | 9 | 13 | 11 | 10 | 12 | 13 | 15 | 16 | 16 |
| 1歳 | 0 | 2 | 5 | 5 | 8 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 2歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 3歳以上児 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 0 | 4 | 12 | 15 | 24 | 21 | 20 | 22 | 24 | 26 | 27 | 26 |

平成 29 年度

| 区 分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 7 | 12 | 13 | 15 | 17 |
| 1歳 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 2歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3歳以上児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 9 | 14 | 15 | 17 | 19 |

平成 30 年度

| 区 分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 3 | 3 | 5 | 6 | 9 | 11 | 14 | 19 | | | | |
| 1歳 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 | 3 | 3 | | | | |
| 2歳 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | | | | |
| 3歳以上児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 4 | 4 | 8 | 11 | 14 | 18 | 20 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 特別保育の状況

全ての保育所で延長保育、乳児保育、障がい児保育を実施し、休日保育は富士保育所、一時保育は登別保育所で実施しています。

延長保育、休日保育の利用件数に大きな増減は見られませんが、一時保育の利用件数が減少する一方で、乳児保育の児童数が近年増加しています。

特別保育の実施状況

| 保育所名 | 延長保育 | 休日保育 | 一時保育 | 乳児保育 | 障がい児保育 |
|------|------|------|------|------|--------|
| 富 士 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 鷺 別 | ○ | | | ○ | ○ |
| 栄 町 | ○ | | | ○ | ○ |
| 幌別東 | ○ | | | ○ | ○ |
| 登 別 | ○ | | ○ | ○ | ○ |

特別保育の利用状況

| 区 分 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延長保育 | 実人数 | 776 | 896 | 900 | 709 | 776 |
| | 延人数 | 2,648 | 3,452 | 4,185 | 3,231 | 2,906 |
| 休日保育 | 実人数 | 51 | 25 | 53 | 55 | 65 |
| | 延人数 | 153 | 46 | 157 | 119 | 210 |
| 一時保育 | 実人数 | 116 | 112 | 88 | 83 | 56 |
| | 延人数 | 511 | 417 | 239 | 221 | 130 |
| 障がい児保育 | 児童数 | 40 | 40 | 33 | 39 | 43 |
| 乳児保育 | 児童数 | 25 | 37 | 29 | 34 | 39 |

(4) 施設の状況

施設の現況（平成30年4月1日現在）

| 保育所名 | 富士 | 鷺別 | 栄町 | 幌別東 | 登別 |
|-------|---------------------------|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 設置年月日 | 昭和 28.4.1 | 昭和 29.9.1 | 昭和 54.4.1 | 昭和 55.4.1 | 昭和 32.5.1 |
| 建設年度 | 昭和 50 年度 | 昭和 48 年度 | 昭和 53 年度 | 昭和 54 年度 | 平成 17 年度 |
| 築年数 | 43年 | 45年 | 40年 | 39年 | 13年 |
| 建物構造 | コンクリート ブロック平屋 | コンクリート ブロック平屋 | コンクリート ブロック平屋 | 鉄筋コンクリ ート2階建 | 鉄骨平屋 |
| 敷地面積 | 2,118.04 m ² | 1,621.33 m ² 270.52 m ² | 2,325.30 m ² | 2,297.50 m ² | 3,791.62 m ² |
| 建物面積 | 686.30 m ² | 643.93 m ² | 800.20 m ² | 835.96 m ² | 932.00 m ² |
| 立地環境 | ・駐車場、屋外 運動場が無い ・住宅街 | ・海岸付近 ・鷺別小学校隣 接 | ・海岸線に隣接 ・国道沿い | ・海岸付近 ・幌別東小学校 隣接 | ・河川沿い ・住宅街 |

3.人口推計等

国立社会保障・人権問題研究所の将来人口推計より、5歳以下人口を推計し、過去の住民基本台帳における人口と比較したところ、総人口では住民基本台帳の人口が多いものの、平成27年度の5歳以下では少ない状態となっています。

(人)

| 出典 | 区分 | 22年度 | 27年度 | 29年度 | 32年度 | 37年度 | 42年度 | 47年度 | 52年度 |
|-----------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 将来人口推計(A) | 5歳 以下 | 2,228 | 2,021 | - | 1,761 | 1,539 | 1,418 | 1,341 | 1,268 |
| 住民基本台帳 (各年度4月末)(B) | | 2,244 | 1,968 | 1,929 | - | - | - | - | - |
| 将来人口推計(C) | 総人口 | 51,526 | 49,356 | - | 47,345 | 44,787 | 42,015 | 39,179 | 36,411 |
| 住民基本台帳 (各年度4月末)(D) | | 52,387 | 50,349 | 49,198 | - | - | - | - | - |
| 総人口に占める 5歳以下の割合 | A/C | 4.32% | 4.10% | - | 3.72% | 3.44% | 3.38% | 3.42% | 3.48% |
| | B/D | 4.28% | 3.91% | 3.92% | - | - | - | - | - |

3. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方

地域の未来を担う子どもたちを育むため、良好な保育環境で幼児期の保育と教育を一体的に提供し、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。

(1) 民営化によって目指すもの

- ① 公立保育所で培われた保育に、民間の手法や技術を取り入れた幼児教育を加え、「保育」と「教育」の一体的な提供を図り、認定子ども園を目指します。
- ② 病児保育や休日保育の実施、送迎バスによる通所など、多様化する保育需要に柔軟に対応する特色ある保育サービスの提供に努めます。
- ③ 一時保育の充実、育児相談・育児講座の開催や子育て家庭の交流の場を提供するなど、地域の子育てを支援する役割や機能の充実に努めます。
- ④ 健康づくりを重点にした保育や創造性を高めることを重点にした保育など、法人の特色ある保育事業を選択する機会の提供に努めます。
- ⑤ 国の補助制度を活用し、施設の移転改築など、環境・防災面に配慮した安全で安心な施設の整備に努めます。

(2) 市の役割

- ① 保育の実施責任者として、保育所等が適正に運営されるよう指導します。
- ② 保育士の研修の実施支援や保育環境の整備に努めます。
- ③ 民営化後においては保護者、事業者、市との三者の定期的な協議の場を設け、問題が生じた場合には、市が解決に努めます。
- ④ 民営化後においても保育所等での生活が子どもたちに有益となるよう、保護者や地域の方との連携に努めます。

(3) 民営化により留意される点への対応

- ① 保育料以外の教材、制服等の経済的負担が増える可能性も考えられますが、経済的負担が増える際は、保護者（保護者組織）の同意を得るように努めます。
- ② 経験の浅い保育士が増え保育の質を確保することが難しくなる可能性も考えられますが、研修の充実により、保育士の質の向上を図ります。
- ③ 法人の経営が行き詰まり保育が中断する可能性も考えられますが、北海道の実地検査に立ち会うなど、経営状況の把握に努め、経営が安定するよう支援します。万一、運営が困難になった際は新たな引き受け先の確保等、保育の継続に努めます。
※この他、子どもや保護者への影響を最小限とする対応策を講じます。

(4) 公立保育所の職員

- ① 正職員 他の公立保育所等に配置します。
- ② 臨時職員 民営化する保育所で雇用されるよう、事業主に働きかけます。

4. 民営化の実施について

(1) 事業者の選考

① 募集方法 企画提案型公募方式とします。

② 選考方法

②-1 事業者の選考は保育所関係者、保護者、法人運営に精通する者などによる登別市保育所運営法人選考委員会を設置し、適正かつ公平な選考を行ないます。

②-2 事業者の選考は評価を得点化し、得点の高いものを決定します。ただし選考の結果「該当無し」となった場合は改めて公募します。

②-3 選考過程は公表します。

③対象法人 市内に事業所を有する社会福祉法人または学校法人とします。

④公募時期 平成34年2月～3月

※募集に係る応募条件等の詳細は、今後作成する募集要項で定めることとします。

(2) 実施時期等

①平成36年3月末を目途に、市が確保した登別市新生町3丁目13番地1に国庫補助等を活用した施設を整備する。

②用地は、事業者の参入促進及び運営の経済的な負担軽減のため、無償貸与、または一定期間を無償貸与することとし、その後は経営状況を判断して決定する。

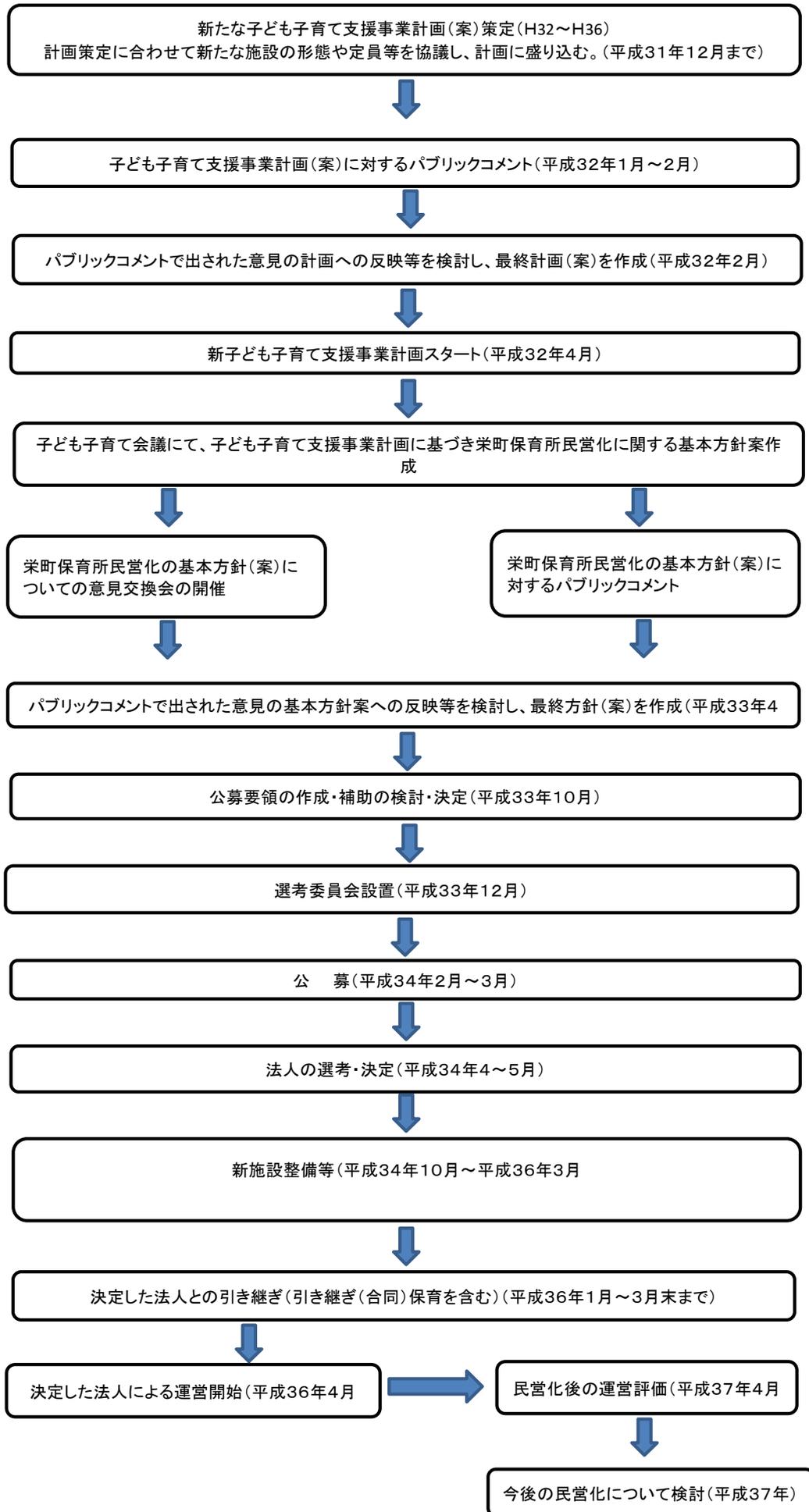
(3) 引継ぎのための保育

① 保育士や保育環境の変化による子どもや保護者への負担や影響を最小限とするため、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。

② 引継ぎのための合同保育の期間を設けます。その期間については概ね3カ月としますが、保育状況を踏まえ協議します。

③ 市は引継ぎが円滑に行なわれているか進行管理するとともに、問題が生じた場合には指導します。

栄町保育所民営化工程(案)



1. 保育所の運営について

（1）現状について

市は5保育所（幌別東、富士、栄町、鷺別、登別）を設置し、平成17年度より登別保育所の運営を民間に委託し、残りの4保育所を直接運営している。

登別保育所は、幼保一元化モデル事業により委託を実施しており、教育と保育施設の一体的運用が図られている。また、体操やヨコミネ式の導入など公立保育所とは違った特徴があり、居住地域や保護者の就労地域によらない入所希望もある等、利用者から一定の評価を受けている。

（2）保育所の入所状況

近年の保育需要は、3歳未満児が多く、3歳以上児は減少傾向にある。

3歳以上児の減少は、幼稚園における延長保育が保育所並になってきていること、幼稚園教育を望む保護者の増、世帯によっては保育料が幼稚園の方が低額となることが要因と考えられる。

一方、3歳未満児の増加は、共働き世帯が増加傾向にあることが要因と考えられる。

これらの傾向は、幼児教育の無償化や人口減少社会における労働力不足により、当面の間は続くものと考えられる。

（3）課題

平成24年8月に登別市次世代育成支援推進協議会より、「これまでより質の高い保育サービスを提供することを基本として、新たな保育環境を構築するため、民営化を進めるべき」との答申をいただき、平成25年6月に「公立保育所民営化の考え方」を策定。この考え方において、平成27年に栄町保育所を民営化し、他の施設は保育サービス、保育環境などの検証を踏まえ段階的に進めることとしていた。

しかしながら、子ども子育て支援新制度の施行といった新たな制度が始まる中、不透明な部分もあったことから民営化を延期。そのため、民営化に関する計画が遅れ、保育に民間の活力を取り入れた新たな保育環境の構築の遅れや、施設の老朽化の進行が課題となっている。

このほか、保育所を取り巻く環境では、待機児童が全国的な問題となっている。

待機児童は、保育所が足りない（基準上、物理的に受け入れできない）、保育士が足りない（人的要因により受け入れができない）ことが要因で増加し、本市においても例外ではない。

本市においては、平成29年に3歳未満児の受け入れを拡大するために、保育所施設内の改修等を行い、年度当初の待機児童の解消に努めてきたが、平成30年度においては保育士不足により4月から受け入れができない状況が発生している。

さらには、平成30年度で5名、平成31年度で4名という保育士（正職員）が定年退職を迎える。今後の保育所の運営を考えるに当たって、本市においては毎年、保育士の確保について困難を極めており、この大量退職に対応するための保育士を補充することは簡単ではない。

(4) 対応策

そのため、民営化を見据え、民間に保育所の運営を委託し、民間の力を借りて保育士の確保を図り、待機児童発生の減少に努めるとともに、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築することとしたい。

2. 委託を予定する保育所と時期

次のことから、栄町保育所及び幌別東保育所とする。

- (1) 栄町保育所 民営化を予定しているため
- (2) 幌別東保育所 栄町保育所と同様に海岸線に近い
- (3) 委託時期 平成32年度

3. 運営委託を進めるにあたっての基本的な考え方

(1) 委託によって目指すもの

- ① 保育士不足による待機児童の発生を防ぎ、保育需要に応える。
- ② 病児保育や休日保育の実施など、多様化する保育需要に柔軟に対応する特色ある保育サービスの提供に努める。
- ③ 法人の特色ある保育事業を選択する機会の提供に努める。

(2) 市の役割

- ① 保育所の設置責任者（委託元）として、保育所が適正に運営されるよう指導する。
- ② 保育士の研修の実施支援や保育環境の整備に努める。
- ③ 委託後も保育所での生活が子どもたちに有益となるよう、運営の評価を行う。

(3) その他

- ① 運営主体が変わることにより影響を考慮して、引き継ぎに係る保育（引継ぎ保育）を3カ月程度実施する。

※この他、子どもや保護者への影響を最小限とする対応策を講じます。

(4) 公立保育所の職員

- ① 正職員 他の公立保育所等に配置します。
- ② 臨時職員 委託する保育所で雇用されるよう、事業主に働きかけます。

1. 児童館・児童クラブの運営について

（1）現状について

市は11の児童館（2児童室・1児童センター含む）と、7児童クラブを設置し、嘱託職員・臨時職員を配置して運営している。

児童館については、鷺別・青葉・常盤・登別で直接来館を実施し、全ての児童館において昼食の持参を許可し、利用しやすい環境づくりを進めてきた。

また、児童クラブについては、開設時間の延長や対象学年の拡大など、利用保護者のニーズに対応してきた。

（2）利用状況

児童館の利用者数は各児童館によりばらつきはありますが、全児童館の一日当たりの平均利用児童は、平成20年度の19.0人に対し平成29年度は11.2人と減少傾向にあります。

また、児童クラブの利用者数も各児童クラブによりばらつきがありますが、全児童クラブの一日当たりの平均利用児童は、平成20年度の19.9人に対し平成29年度は32.5人となっており、児童館の利用数は減少傾向にあるものの、児童クラブは増加傾向にあります。

（3）課題

本市の児童館・児童クラブは嘱託職員・臨時職員等により運営しているが、退職により欠員が生じた場合の職員補充がままならず、欠員状態での運営が続くことが多く、今後の運営に支障を来す可能性がある。

児童館・児童クラブは、就学児童の放課後の居場所として重要な役割を担っており、職員を適切に配置することにより、安全・安心な居場所づくりを維持することにつながる。

（4）対応策

民間に運営を委託し、民間の力を借りて児童厚生員、放課後児童支援員を確保し、安全・安心な放課後等の居場所づくりに努めることとしたい。

2. 委託する児童館・児童クラブ等と時期

（1）児童館等数 1 1児童館（全館）、7児童クラブ（全クラブ）

（2）委託時期 平成32年度

3. 運営委託を進めるにあたっての基本的な考え方

(1) 委託によって目指すもの

- ① 児童厚生員・放課後児童支援員の定数を適切に確保し、安全・安心な放課後の居場所づくりに努める。
- ② 利用保護者負担金の軽減に努める。

(2) 市の役割

- ① 児童館・児童クラブの設置責任者（委託元）として、適正に運営されるよう指導する。
- ② 児童厚生員・放課後児童支援員の研修の実施支援や環境の整備に努める。
- ③ 運営の評価を行い、充実に努める。

(3) その他

- ① 運営主体が変わることにより影響を考慮して、合同による運営を実施する。
※期間については事業者等と協議する。

(4) 児童館・児童クラブ等職員の処遇

- ① 児童館・児童クラブの職員

委託する法人に現在と同等以上の待遇で雇用されるよう働きかけます。